

大阪市告示第1602号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように市道の区域を決定する。

その関係図面は、大阪市建設局において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年11月21日

大阪市長 横山英幸

路 線 名	区 間	敷 地 の 幅 員	敷 地 の 延 長
淀川区第2025-01号線	淀川区加島3丁目 414番の1地から 同 区 同 414番の2地まで	m 6.00～ 11.66	m 64.82

（建設局総務部管財課）